

高齢第1248号の2

平成30年2月16日

指定居宅介護支援事業所の管理者 様

新潟県福祉保健部

高齢福祉保健課長

**居宅介護支援事業に係る居宅サービス等の「事業所の所在地の  
変更」に伴う「指定権者の変更」に係る取扱いについて（通知）**

日頃より、新潟県の介護保険行政に格別のご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、介護保険法の改正に伴い、平成30年4月1日より市町村による介護支援専門員の支援の充実を目的として、居宅介護支援事業者の指定権限が市町村へ移譲されることとなりました。

つきましては、平成30年4月1日以降の変更届等の指定に係る書類の提出先が、県から事業所の所在する市町村の介護保険担当窓口に変更となりますので、お知らせします。

なお、ご注意いただきたい手続きを別紙のとおりまとめましたので、参考としてください。

**【担当】** 新潟県高齢福祉保健課介護事業係

電話：025-280-5194

FAX：025-280-5229

## 平成 30 年 4 月 1 日に指定居宅介護支援事業所の指定権限が変わります

- 保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実するため居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町村に移譲されます（※）。
- 事業所所在地の市町村以外への被保険者へのサービス提供は引き続き可能です。
- 事業者の指定等や届出の受付は、事業所がある場所の市町村が行います。[下記参照](#)
- 人員及び運営の基準に係る条例は、市町村ごとに制定・施行されます。

**！ご注意ください！**

### 変更される指定等や届出について

#### 【変更届・休止届・廃止届】

- 平成 30 年 4 月 1 日以降の届出  
→ 事業所が所在する市町村の担当窓口にご提出ください。



#### 【加算関係の届（特定事業所加算・特定事業所集中減算など）】

- 平成 30 年 4 月 1 日適用（3 月 15 日までの届出を含む 3 月末日までの届出）  
→ これまでどおり県指定の事業所は県庁高齢福祉保健課へご提出ください（※）。
- 平成 30 年 5 月 1 日適用（4 月 15 日までの届出を含む 4 月 1 日以降の届出）  
→ 事業所が所在する市町村の担当窓口にご提出ください。

#### 【指定更新申請】

- 指定の有効期間満了日が平成 30 年 4 月 30 日までの事業所が更新申請する場合  
→ これまでどおり県指定の事業所は、県庁高齢福祉保健課が受付、指定更新通知書を交付します（※）。指定を更新する場合は、必ず 3 月 31 日までに県へ申請してください。
- 指定の有効期間満了日が平成 30 年 5 月 1 日以降の事業所が更新申請する場合  
→ 4 月 1 日以降に、事業所が所在する市町村の担当窓口へ申請してください。

#### 【業務管理体制】

- 取扱いに変更はありません。これまでどおり該当の窓口へ提出してください。

#### 【新規指定申請】

- ◎ 4 月 1 日、5 月 1 日新規指定希望の場合  
→ 新潟市及び権限移譲市に開設する場合以外は、県庁高齢福祉保健課が受付、指定通知書を交付します（※）。3 月末日までに県へ申請してください。
- ◎ 6 月 1 日新規指定希望の場合以降  
→ 指定を受けたい事業所が所在する市町村の担当窓口へ申請してください。

※新潟市及び権限移譲市（三条市・十日町市・糸魚川市・佐渡市・妙高市）には、既に指定権限等が移譲されています。

手続の種類	手続の時期	手続の方法
変更届 廃止（休止）届	平成 30 年 3 月 31 日まで	【従来の窓口へ届出】 新潟市及び権限移譲市は各市 それ以外の市町村は県庁高齢福祉保健課
	平成 30 年 4 月 1 日以降	【事業所所在地の市町村へ届出】
特定事業所加算 （体制届）	平成 30 年 4 月 1 日適用	【3 月 15 日までに従来の窓口へ届出】 新潟市及び権限移譲市は各市 それ以外の市町村は県庁高齢福祉保健課
	平成 30 年 5 月 1 日適用以降	【4 月 15 日までに事業所所在地の市町村へ届出】
特定事業所集中減算 （届出書・体制届）	平成 29 年度後期分	【3 月 15 日までに従来の窓口へ届出】 新潟市及び権限移譲市は各市 それ以外の市町村は県庁高齢福祉保健課
	平成 30 年度前期分	【9 月 15 日までに事業所所在地の市町村へ届出】
指定更新申請	平成 30 年 4 月 30 日有効期間満了	【3 月 31 日までに従来の窓口へ申請】 新潟市及び権限移譲市は各市 それ以外の市町村は県庁高齢福祉保健課
	平成 30 年 5 月 30 日有効期間満了	【4 月 30 日までに事業所の所在地の市町村へ申請】 具体的な申請期限等詳しくは、市町村窓口へ確認してください。
新規指定申請	平成 30 年 5 月 1 日指定希望	【3 月 31 日までに従来の窓口へ申請】 新潟市及び権限移譲市は各市 それ以外の市町村は県庁高齢福祉保健課
	平成 30 年 6 月 1 日指定希望	【4 月 30 日までに事業所の所在地の市町村へ申請】 具体的な申請期限等詳しくは、市町村窓口へ確認してください。

## 指定居宅介護支援事業所の指定権限移譲に係る Q&A

平成 30 年 2 月 16 日

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課

Q1 五泉市に居宅介護支援事業所がありますが、新潟市の利用者と契約することはできますか？

A1 できます。指定権者（五泉市）以外の市町村の利用者との契約は、これまでどおり可能です。新潟市の事業所指定を追加で受ける必要はありません。

Q2 県の指定から市町村の指定になることで、県に「廃止届」を提出し、市町村から「新規指定」を受けなければなりませんか？

A2 いいえ。指定の情報は県から市町村に引き継がれます。既に指定を受けている事業所が平成 30 年 4 月以降も継続して事業所を運営する場合は、県への廃止届や市町村への新規指定の手続きは不要です。

Q3 平成 30 年 4 月 1 日以降、三条市から長岡市に事業所の所在地を移転します。変更届はどちらに提出したらよいでしょうか？

A3 4 月 1 日以降は、指定権者が違うので、変更届では受け付けられません。三条市へ廃止届を提出する一方で、長岡市から新規指定を受ける必要があります。移転先の市町村の新規指定スケジュールを確認するなど、指定有効期間が途切れることがないように早めに手続き方法をご確認ください。

Q4 平成 30 年 3 月 31 日までに、市町村を越えて事業所の所在地を移転します。変更届はこれまでどおり提出すればよいでしょうか？

A4 3 月 31 日までは従来どおり、変更後 10 日以内に県庁高齢福祉保健課へ届出が必要ですが、新潟市・三条市・十日町市・佐渡市・妙高市への移転の場合は必要な手続きがありますので、県庁高齢福祉保健課へご相談ください。

Q5 平成 30 年 4 月中に事業所を廃止（休止）する予定ですが、県と市町村どちらに届出たらよいでしょうか？

A5 廃止（休止）する 30 日前までに、廃止（休止）届を提出しなければなりません。平成 30 年 3 月 31 日までに廃止（休止）届を提出する場合は、従来どおり県庁高齢福祉保健課へ提出してください。

Q6 平成 30 年 4 月から主任介護支援専門員の管理者を置かなければいけませんか？

A6 はい。しかし、平成 33 年 3 月 31 日までには経過措置として主任介護支援専門員でなくてもよいことになっています。期日までに主任介護支援専門員の管理者を配置するようにしてください。

Q7 3 月 31 日は、県庁の届出の受付窓口は開いていますか？

A7 申し訳ありませんが、閉庁日のため窓口は開いていません。高齢福祉保健課での受付は 3 月 30 日（金）までです。郵送の場合は、3 月 31 日（土）必着となります。お早めの手続きをお願いします。

Q8 十日町市に新しく法人を立ち上げて 7 月開設を予定しています。業務管理体制は指定申請書と同時に市に届け出てよいですか？

A8 いいえ。新潟市を除く県内のみ事業所のある法人については、事業所の指定を受けた後で県庁高齢福祉保健課へ業務管理体制の届出を提出してください。（新潟市のみ所在する場合は、新潟市の担当窓口へ提出することになります。）